

1 第170回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第170回国会(臨時会)は、福田内閣が退陣することを受けて、平成20年(2008年)9月24日に召集された。国会の会期は、当初11月30日までの68日間であったが、11月28日に12月25日まで25日間延長され、最終的な会期は計93日間となった。

開会式は、9月29日午後1時から参議院議場で行われた。

(院の構成)

参議院では、9月24日(召集日)の本会議で、議席の指定、常任委員長の選挙(法務)、特別委員会の設置(災害対策)を行った。また、9月29日の本会議で、内閣、文教科学、国土交通、環境、行政監視の各常任委員長の辞任を許可した後、辞任を許可された各常任委員長並びに欠員中の予算及び懲罰の各常任委員長の選挙を行った。また、特別委員会の設置(沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA)を行った。

衆議院では、災害対策等の6特別委員会が設置された。

(福田内閣の総辞職、内閣総理大臣の指名)

9月24日、福田内閣の総辞職を受けて、両院の本会議で内閣総理大臣の指名が行われた。衆議院では、記名投票の結果、衆議院議員麻生太郎君(自民)が内閣総理大臣に指名された。次いで、参議院では、最初の記名投票で投票の過半数を得た者がなかったため、決選投票を行った結果、衆議院議員小沢一郎君(民主)が内閣総理大臣に指名された。内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったた

め、参議院からの請求により内閣総理大臣の指名両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかった。そのため、憲法第67条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、麻生太郎君が第92代(歴代59人目)の内閣総理大臣に指名された。これを受けて新内閣の組閣が行われ、同日夜、麻生内閣が発足した。

(所信表明演説・財政演説及び代表質問)

9月29日、衆参両院の本会議で所信表明演説(麻生内閣総理大臣)及び財政演説(中川財務大臣)が行われた。麻生内閣総理大臣は、国会運営、3段階での日本経済の立て直し、暮らしの安全、簡素にして国民に温かい政府、地域の活力、地球温暖化問題の解決、外交の原則等について所信を述べた。

両演説に対する代表質問は、衆議院で10月1日及び2日、参議院で2日及び3日に行われた。

参議院では、安心実現のための緊急総合対策、補正予算、補給支援特措法の延長、外交の基本方針、基礎的財政収支、基礎年金国庫負担割合の引上げ、道路特定財源の一般財源化、事故米、消された年金、いわゆる宙に浮いた年金、後期高齢者医療制度の見直し、金融不安についての対応等について質疑が行われた。

(党首討論)

今国会における国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)は、11月28日に開会され、小沢一郎民主党代表と麻生内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(参議院審議権尊重決議案、衆議院解散要求決議案)

12月24日、衆議院では、民主から「衆議院解散要求に関する決議案」が提出され、同日の本会議で賛成少数により否決された。

また、同日、参議院では、民主から「参議院の審議権尊重に関する決議案」が提出さ

れ、同日の本会議で全会一致(自民、公明、共産、改クが退席又は投票せず)をもって可決された。

2 予算・決算

(1) 平成二十年度補正予算

平成二十年度補正予算3案は、8月29日に政府・与党が決定した安心実現のための緊急総合対策を実施するために高齢者医療円滑運営対策費2,528億円、災害対策費4,408億円、経営安定関連金融対策費4,140億円、地方税等減収補てん臨時交付金656億円等を計上するほか、国債整理基金特別会計へ繰入3,160億円を計上する一方、既定経費の9,599億円節減及び予備費の1,000億円減額を行うこととし、他方、歳入面において、前年度剰余金受入6,319億円を計上するとともに、その他収入372億円の増収を見込むほか、3,950億円の公債の追加発行等を行うことを内容とするものであった。補正後予算の総額は、当初予算に対して1兆641億円増加し、84兆1,255億円となった。

9月29日、平成二十年度補正予算3案が提出され、衆参両院の本会議で財政演説が行われた。

衆議院では、予算委員会で、10月2日に趣旨説明を聴取し、6日、7日、8日に質疑を行った後、同日に3案を可決した。同日の本会議で3案は可決、参議院に送付され

た。

参議院では、予算委員会で、10月9日に趣旨説明を聴取し、14日、15日、16日に質疑(いずれも麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った後、同日に3案を可決した。平成二十年度補正予算3案は、同日の本会議に緊急上程され賛成多数をもって可決、成立した。

(2) 平成十九年度決算外2件

11月21日、平成十九年度決算及び国有財産関係2件が国会に提出された。

11月26日、参議院本会議で、平成十九年度決算の概要について中川財務大臣から報告があった後、麻生内閣総理大臣等に対し質疑を行った。同日、決算委員会において平成十九年度決算外2件の概要説明を聴取した。

12月15日、決算委員会に麻生内閣総理大臣以下全大臣が出席し、平成十九年度決算外2件について全般質疑を行った。

3 法律案

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出15件、継続19件のうち今国会提出10件、継続4件が成立した。今国会提出分の成立率は約66.7%であった。このうち、補給支援特措法改正案(閣法第4号)は、本院において否決されたが、衆議院において再議決の結果成立した。また、金融機能強化法等改正案(閣法第7号)は、本院において修正議決されたが、衆議院において本院回付案に同意せず、再議決の結果成立した。本院で修正議決された法律案に対する再議決は、第26回国会(昭和32年)以来51年ぶりであった。消費者庁設置関連法案(閣法第1号～第3号)など今国会提出4件及び継続10件は、衆議院において継続審査となった。

参議院議員提出法律案は、今国会提出13件のうち、緊急雇用対策関連法案(参第7号～第10号)の4件が参議院を通過したが、衆議院で否決された。また、今国会提出8件が参議院において継続審査となった。継続5件のうち、第168回国会に参議院を通過し衆議院で継続審査となっていたテロ根絶法案(第168回参第13号)、日本郵政株式会社等の株式処分停止法案(第168回参第7号)の2件が、今国会において衆議院で否決された。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出3件、継続37件のうち、国民健康保険法改正案(衆第2号)が成立した。

(1) 補給支援特措法改正案及びテロ根絶法案

補給支援特措法改正案(閣法第4号)は、テロリスト等の移動を阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対する

海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等の艦船に対して自衛隊が燃料油の給油又は給水に係る補給支援活動を実施することを内容とする補給支援特措法の期限(21年1月15日まで)を1年延長しようとするものであり、9月29日に内閣から衆議院に提出された。

また、テロの防止・根絶のための国際社会の取組に寄与するためアフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずること等を内容とするテロ根絶法案(第168回国会参第13号)が、第168回国会に参議院を通過し衆議院で継続審査となっていた。

衆議院では、10月10日のテロ防止・イラク支援特別委員会で両案について趣旨説明を聴取し、17日、20日に質疑を行った後、同日、テロ根絶法案を否決、補給支援特措法改正案を可決した。翌21日の本会議で、テロ根絶法案を否決、補給支援特措法改正案を可決し、補給支援特措法改正案は参議院に送付された。

参議院では、10月22日の本会議で補給支援特措法改正案の趣旨説明及び質疑を行った後、外交防衛委員会で23日に趣旨説明及び質疑、28日に質疑(麻生内閣総理大臣出席)、30日に質疑、11月5日に参考人質疑、6日に質疑、11日に質疑(田母神前航空幕僚長を参考人招致し、関係大臣も出席)、13日に質疑(改正案と文民統制の在り方に関する件を一括議題。麻生内閣総理大臣出席)、12月11日に質疑を行った後、改正案を否決した。翌12日の本会議で、改正案は賛成少数により否決され、衆議院に返付された。

衆議院では、同日の本会議で、憲法第59条第2項に基づく補給支援特措法改正案の再議決動議(自民及び公明提出)を可決した後、同改正案の衆議院議決案を議題とし、記名投票をもって採決の結果、同院議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決され、改正案は衆議院の議決のとおり成立した。

(2) 世界的な金融不安と金融機能強化関連法案

(米国発の金融不安)

平成19年夏以降、米国のサブプライムローン問題を契機として世界的な金融市場の混乱が生じていたところ、20年9月15日に米国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズが破たんしたことをきっかけに金融不安が世界的な広がりを見せた。

第169回国会閉会後の9月19日、参議院財政金融委員会が開会され、金融、証券市場をめぐる諸問題に関する件について質疑を行った。

(金融機能強化関連法案の提出)

その後、9月29日の米国連邦議会下院本会議での緊急経済安定化法案否決等に伴う株価の暴落と世界的な金融不安を受け、10月10日にワシントンで開かれた7か国財務大臣・中央銀行総裁会議(G7)で5項目からなる行動計画が採択された。

中川財務・金融担当大臣は10月14日、「G7行動計画を具体化するための措置の一環として、地域金融の円滑化の観点から、金融機能強化法の強化・活用により、地域金融機関による中小企業金融の円滑化を図ることを早急に検討する。また、保険契約者保護を目的とした生命保険会社のセーフティネットについて、平成21年4月以降も

政府補助を引き続き可能とする措置を検討する。」との談話を発表した。

こうした経緯から、10月24日、金融機能強化関連法案2案が内閣から衆議院に提出された。このうち、金融機能強化法等改正案(閣法第7号)は、国が金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みの期限を平成24年3月31日まで延長すること等を内容とするものであった。保険業法改正案(閣法第8号)は、生命保険会社が平成21年3月末までに破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を3年間延長すること(21年4月から24年3月末までの破綻に対応)等を内容とするものであった。

(金融機能強化関連法案の審議)

衆議院では、10月28日の本会議で両案の趣旨説明及び質疑を行い、11月5日に金融機能強化法等改正案を修正議決、保険業法改正案を可決した。翌6日の本会議で、委員長報告のとおり金融機能強化法等改正案を修正議決、保険業法改正案を可決し、両案は参議院に送付された。金融機能強化法等改正案に対する衆議院における修正は、責任ある経営に関する国の資本参加の要件について従前の経営体制の見直しが求められる場合があることの明確化、国が資本参加を行った協同組織金融機関の中央機関により資本支援を受けた協同組織金融機関の名称の公表を内容とするものであった。

参議院では、11月7日の本会議で両案の趣旨説明及び質疑を行った後、財政金融委員会では11日に趣旨説明、13日に質疑、19日に参考人質疑、20日に質疑、12月11

日に質疑(麻生内閣総理大臣出席)を行った。同日採決を行った結果、金融機能強化法等改正案について民主提案の修正案を可決(可否同数のため委員長決裁)して修正議決し、保険業法改正案は可決した。翌12日の本会議で金融機能強化法等改正案は賛成多数をもって委員長報告のとおり修正議決され、衆議院に回付された。保険業法改正案は賛成多数をもって可決、成立した。金融機能強化法等改正案に対する参議院の修正は、目的規定を改め、中小規模の事業者に対する金融の円滑化等による地域における経済の活性化を期するものとするとともに、一の地方公共団体が100分の50を超える議決権を保有する銀行を本法の対象から除外することを内容とするものであった。

衆議院では、同日の本会議で、金融機能強化法等改正案の参議院回付案について参議院の修正に同意しないことに決定し、憲法第59条第2項に基づく同改正案の再議決動議(自民及び公明提出)を可決した後、同改正案の衆議院議決案を議題とし、記名投票をもって採決の結果、同院議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決され、改正案は衆議院の議決のとおり成立した。

(3) 国籍法改正案

平成20年6月4日、最高裁判所大法廷は、日本国民から出生後に認知された子が届出により日本の国籍を取得するためには父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得することを要する(準正要件)との国籍法第3条第1項の規定は、遅くとも平成15年当時において憲法14条第1項に違反するとの判決を言い渡した。

国籍法改正案(閣法第9号)は、この最高裁判所判決にかんがみ、父母が婚姻していない子にも届出による日本の国籍の取得を可能とするため準正要件を削除するとともに、虚偽の届出をした者についての罰則の新設、経過措置等について定めるものであり、11月4日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、法務委員会で11月18日に可決、同日の本会議で可決し、改正案は参議院に送付された。

参議院では、法務委員会で11月20日に趣旨説明を聴取、25日に質疑、27日に参考人質疑及び対政府質疑を行い(質疑終局)、12月4日に改正案を可決し、附帯決議を行った。翌5日の本会議で、改正案は賛成多数をもって可決、成立した。

(4) 国民健康保険法改正案(無保険児童の救済)

国民健康保険制度において、親の保険料滞納により資格証明書が交付されている世帯にいる中学生以下の子どもの数が約3万3,000人に達していることが、厚生労働省の調査(9月15日現在)で10月30日に明らかになり、これらのいわゆる無保険状態となっている子どもが、必要かつ適切な医療を受けられないのではないかと懸念が生じた。

このような状況を背景として、衆議院では、11月27日、民主、社民、国民の共同提案により国民健康保険法改正案(衆第1号)が提出された。同改正案は、資格証明書が交付されている世帯に18歳未満の子どもがいる場合には、当該子どもに係る被保険者証を交付することを内容とするものであった。

その後、法案をめくり与野党で協議が行われた結果、新たな法案の提出で合意に至った。これを受け、衆議院では、12月10日の厚生労働委員会で、国民健康保険法改正案(衆第2号)を起草し、委員会提出の法律案とすることを決定した(衆第1号は撤回)。この改正案は、救済の対象を義務教育終了前の者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者)に引き下げるとともに、有効期間を6か月とする短期の被保険者証を交付することを内容とするものであった。同改正案は、翌11日の本会議で可決され、参議院に提出された。

参議院では、同改正案について、厚生労働委員会で12月18日に趣旨説明を聴取した後、可決した。翌19日の本会議で、改正案は全会一致をもって可決、成立した。

(5) 緊急雇用対策関連4法案

世界的な金融危機が我が国の経済に甚大な影響を及ぼす中で、派遣労働者等の雇止めや解雇、新卒者の内定取消しが相次ぐなど、雇用をめぐる状況が急速に悪化した。こうした雇用情勢に対応するため、与党では、12月5日に雇用維持対策、再就職支援対策、内定取消し対策を柱とする「新たな雇用対策に関する提言」が取りまとめられ、同月9日、政府においても、同提言を踏まえつつ、必要な施策を実施することが決

定された。

これに対し、参議院では、12月15日、民主(民主党・新緑風会・国民新・日本)及び社民の共同提案により、緊急雇用対策関連法案として、採用内定取消しを規制する労働契約法改正案(参第7号)、派遣労働者等解雇防止緊急措置法案(参第8号)、派遣労働者等の就労支援のための住まいと生活の支援及び雇用保険制度の拡充について定める雇用保険法改正案(参第9号)、有期労働契約遵守法案(参第10号)の4案が提出された。

4案は、同日の議院運営委員会で、本会議での趣旨説明を聴取することなく委員会に付託することの動議を可決(可否同数のため委員長決裁)し、厚生労働委員会に付託された。厚生労働委員会では、12月18日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った後、4案を可決した。

翌12月19日の本会議で、厚生労働委員長解任決議案を賛成少数により否決した後、4案は全会一致(自民、公明、改ク退席)をもって可決され、衆議院に提出された。

衆議院では、4案について、厚生労働委員会で12月22日、24日に質疑を行った後、同日に否決した。同日の本会議で、4案は賛成少数により否決された。

4 その他の案件、国政調査

(1) 国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、15機関47名であった。このうち両議院の同意が得られたものが13機関38名、衆議院同意・参議院不同意のものが2機関8名、取下げが1機関1名であった。

なお、人事案件のうち議院運営委員会において所信聴取を行ったものは、検査官1名及び日本銀行副総裁1名であり、いずれも両議院の同意が得られた。

(日本銀行副総裁)

3月19日に任期が満了した日本銀行総

裁等の後任の人事案件については、前国会において、総裁1名及び副総裁2名の後任人事等に係る人事案件が4回にわたり内閣から提出され、衆参両院の本会議で採決に付された結果、最終的に、日本銀行総裁及び副総裁1名の人事案件が衆参両院の同意を得たものの、副総裁1名(前任の白川方明氏が総裁に就任)及び審議委員1名(前任の西村清彦氏が副総裁に就任)が空席となっていた。

10月15日の議院運営委員会両院合同代表者会議で、内閣から、4月9日に白川方明氏が日本銀行総裁に就任したことに伴い欠員となっていた同副総裁に山口廣秀君(同理事)を充てる等8機関27名の人事案件が提示され、10月21日に衆参両院の議院運営委員会で候補者から所信を聴取した。24日の衆参両院の本会議で人事案件の採決が行われ、いずれも同意することに決定した。

(2) 国政調査

(事故米穀の不正規流通問題)

農林水産省から米穀加工販売会社に非食用として売却された事故米穀(政府が外国から買い入れた米穀のうち保管中のかび発生や残留農薬検出のため用途を限定して売却するもの)が食用に転売されていたことが、9月5日の同省の公表により明らかになった。また、同省による全国一斉点検の

結果、同様の事案が複数明るみに出た。

参議院では、第169回国会閉会後の9月18日に農林水産委員会が開会され、事故米穀の不正規流通に関する件について政府から報告を聴取した後、事故米穀の不正規流通問題に関する件、食の安全・安心に関する件等について質疑を行った。

第170回国会に入り、農林水産委員会では、事故米穀の不正規流通に関する件について11月11日及び12月9日に政府から報告を聴取し、同件等について11月13日及び12月9日に政府に対する質疑を行った。

(年金記録改ざん問題)

厚生年金保険料の算定基準となる標準報酬月額等について、合理的な理由なく記録訂正を行う等の不適正な遡及訂正処理が、社会保険事務所職員等の関与の下、組織的に行われていたことが疑われた。このため、9月9日には年金記録問題に関する関係閣僚会議で社会保険庁から「標準報酬・資格喪失日の遡及訂正事案に係る調査」の結果が報告された。

参議院では、第169回国会閉会後の9月18日に厚生労働委員会が開会され、標準報酬月額等の不適正な処理に関する件等について質疑を行った。また、第170回国会においても、11月13日及び12月4日の厚生労働委員会で質疑を行った。

5 参議院改革協議会

12月19日、参議院改革協議会(第4回)が開会され、専門委員会(選挙制度)の委員の追加について決定した後、参議院議員宿舎の整備について、西岡議院運営委員長から説明を聴取し、協議を行った。

また、同日の協議会散会后、参議院改革協議会専門委員会(選挙制度)(第1回)が開会され、今後の専門委員会の進め方について協議を行った。